

Partner's public relations magazine

2013年4月発行

Vol. 5

パートナーズ 会報誌

平成25年度税制改正

〔個人所得課税〕

所得税の最高税率の見直し

住宅税制

〔資産課税〕

相続税の基礎控除の引下げ及び税率の見直し

小規模住宅等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

贈与税の見直し

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

価格0円(税込み)



事務所情報

2013年合同お花見大会

頭の体操 クロスワードパズル

後楽園の桜

<http://www.zei-partners.com>

確定申告と今後の税制について

陽春の候、いかがお過ごしでしょうか。気温もだんだん上昇し、過ごしやすい時期となりました。しかし気温差が日ごとに大きくまた、花粉が舞う季節、体調の管理には十分に気を付けてくださいますよう、よろしくお願いします。

さて、去る3月15日、弊社税理士法人パートナーズでは2ヶ月余りに渡りお客様の確定申告をさせていただきました。会員様におかれましては、お世話になった方もいらっしゃるかと思います。その節は誠にありがとうございました。ご連絡や各種資料のお願い、電話でのご返答など、お手数をお掛けしたところもあったと思います。重ね重ねありがとうございました。

この度、今年2回目の会報誌の発行となりますが、昨日発表されました税制改正を中心に掲載させていただきます。毎年変わる税制について、重要事項を選び、お伝えさせて頂いておりますので、ご確認と同時にご不明な点がございましたら、お気軽にご相談くださいますよう、よろしくお願い致します。



代表社員・税理士
川本 洋

平成24年度確定申告を終えて

いつもお世話になっております。税理士法人パートナーズ山陰支社の川原でございます。

去る3月15日(金)無事平成24年分の所得税の確定申告を終えることが出来ました。私自身パートナーズへ参加して初めての確定申告期でありましたが本社の仲間たちの助けもあり、何とか乗り切ることが出来ました。今年の確定申告は事務の引継ぎと会計システムの運用上本社で行っていました。本社へ単身赴任して当初は普段と勝手の違う職場であたふたした感はありましたが確定申告期終盤にもなると、本社の仲間と離れ山陰支社へ戻るのがさびしく感じたりもしました。本社で過ごした約2ヵ月は今後の私のパートナーズ活動に必ずや資するものと考えています。

また、私にとって確定申告期はパートナーズへ参加して以来もっとも多くの会員の皆様に、お会いさせていただき期間でもありました。あらためて会員の皆様と私たちパートナーズをつないでくれるこの会報誌の大切さを実感した次第でございます。パートナーズ山陰方面を受け持つ人間として今年よりも来年、来年よりも再来年、日々より良い関係を会員の皆様と築いていけたらと考えています。確定申告期は打合せ面談等多くの時間をありがとうございました。『確定申告も終わりましたのでまた来年！』ではなく『次の確定申告までまたよろしくお願いしますっ！』のスタンスでありたいと考えています。



米子商工会議所会館2階にあります。お近づきの際にはお気軽にお越しくださいませ。



JR伯備線からの大山。4月中旬でもまだまだ雪が残っているとのこと。



税理士：山陰支社長
川原 康寛

●平成25年度 税制改正●

平成25年の所得税法等の一部を改正する法律案が3月29日に成立しました。個人では相続税の基礎控除の引下げや税率の見直し、所得税の最高税率の見直しなどの増税が行われ、法人では所得拡大促進税制の創設や中小法人の交際費課税の特例拡充などの減税項目が目立ちました。以下から重点項目の解説をしていきます。

個人所得課税

- 所得税の最高税率の見直し
- 住宅税制

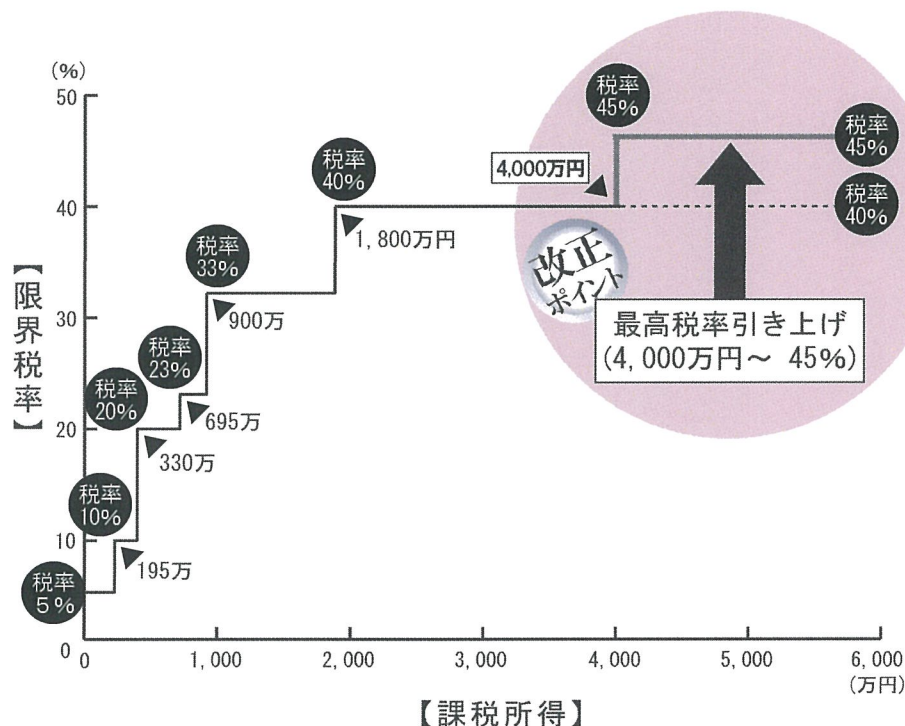
資産課税

- 相続税の基礎控除の引下げ及び税率の見直し
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
- 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し
- 贈与税の見直し

●個人所得課税

【所得税の最高税率の見直し】

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について、45%の税率を設けます。 ※平成27年分の所得税から適用します。



【住宅税制】

住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）を取得した、場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充します。また、自己資金で認定住宅を取得した場合及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税を拡充します。

住宅取得対策 住宅ローン減税の改正

①一般の住宅

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
26.1-26.3	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
26.4-29.12	4,000万円	1.0%	40万円	400万円

②認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
26.1-26.3	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
26.4-29.12	5,000万円	1.0%	50万円	500万円

※平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、一般の住宅（又は認定住宅）の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

住宅取得対策 自己資金により住宅の取得をした場合の特例措置の改正

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額
26.1-26.3	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
26.4-29.12	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円	10%	65万円

※平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除対象限度額及び控除限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

リフォーム対策 省エネ、バリアフリー、耐震リフォームをした場合の減税措置の改正

①省エネ改修工事（自己資金）

居住年	工事限度額	控除率	控除限度額
25.1-26.3	200(300)万円	10%	20(30)万円
26.4-29.12	250(350)万円	10%	25(35)万円

②バリアフリー改修工事（自己資金）

居住年	工事限度額	控除率	控除限度額
25.1-26.3	150万円	10%	15万円
26.4-29.12	200万円	10%	20万円

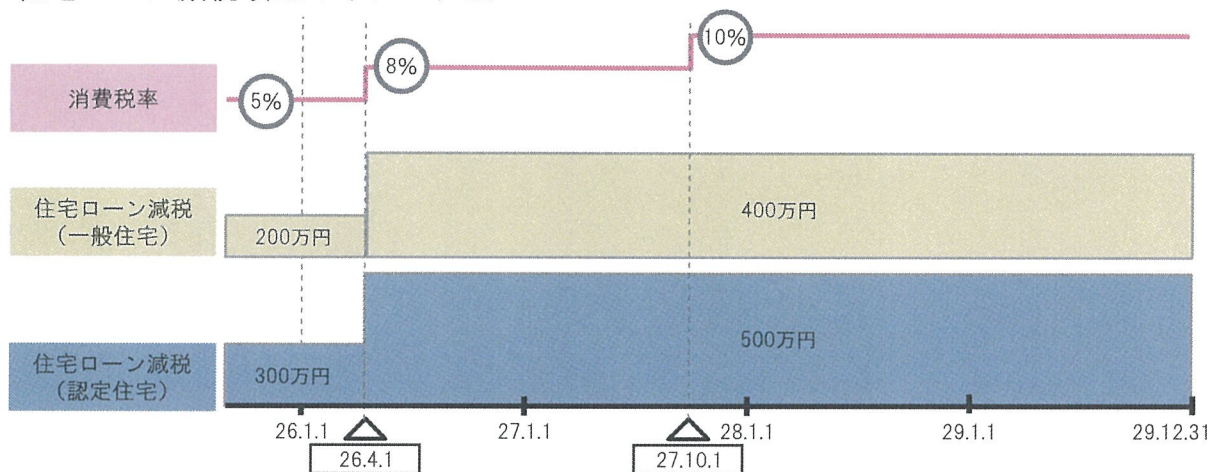
（注）（ ）内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の金額。

③耐震改修工事（自己資金）

工事完了年	工事限度額	控除率	控除限度額
26.1-26.3	200万円	10%	20万円
26.4-29.12	250万円	10%	25万円

※平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、省エネ改修工事（又はバリアフリー改修工事、耐震改修工事）に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における（耐震）改修工事限度額及び控除限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

■住宅ローン減税改正のイメージ■



税理士：砂原洋一

一般の家庭でも借入金がない場合には、相続税がかかる可能性があります。「私には関係のないこと」と思っていた人でも一度は考えてみて下さい。

資産課税

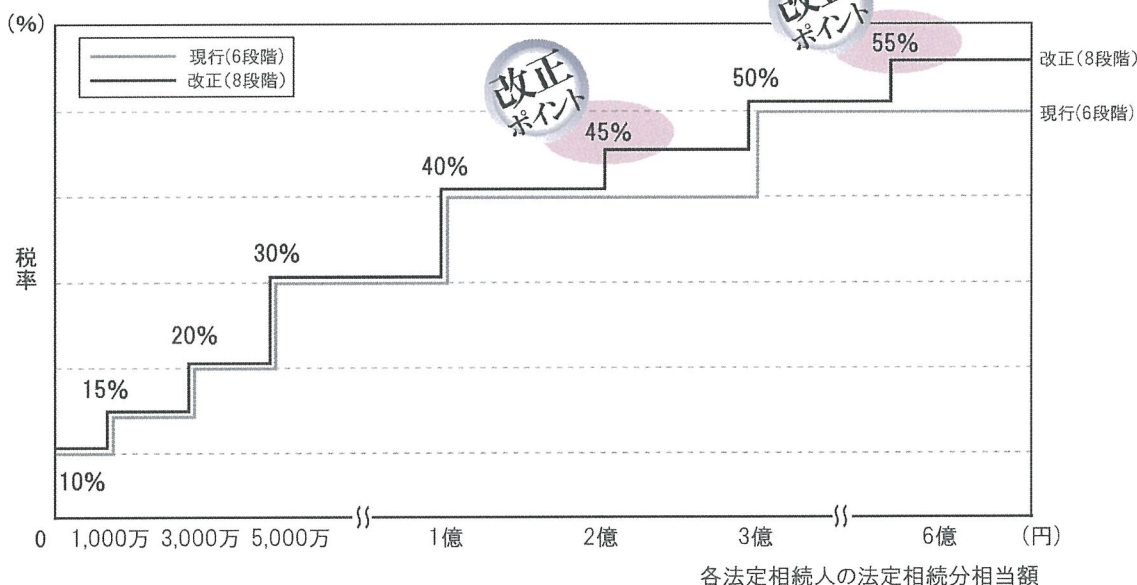
格差固定化を防止する観点等から、相続税について、基礎控除を引き下げるとともに最高税率を引き上げる等税率の見直しを行います。また、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、見直しを行います。

【相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等】

基礎控除の引下げ

現行 $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人}$ → 改正 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人}$

税率構造の見直し



未成年者控除・障害者控除の見直し ※ 平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用します。

・未成年者控除 現行 $6\text{万円} \times 20\text{歳に達するまでの年数}$ → 改正 $10\text{万円} \times 20\text{歳に達するまでの年数}$

・障害者控除 現行 $\frac{6\text{万円(特別障害者:12万円)}}{\times 85\text{歳に達するまでの年数}}$ → 改正 $\frac{10\text{万円(特別障害者:20万円)}}{\times 85\text{歳に達するまでの年数}}$

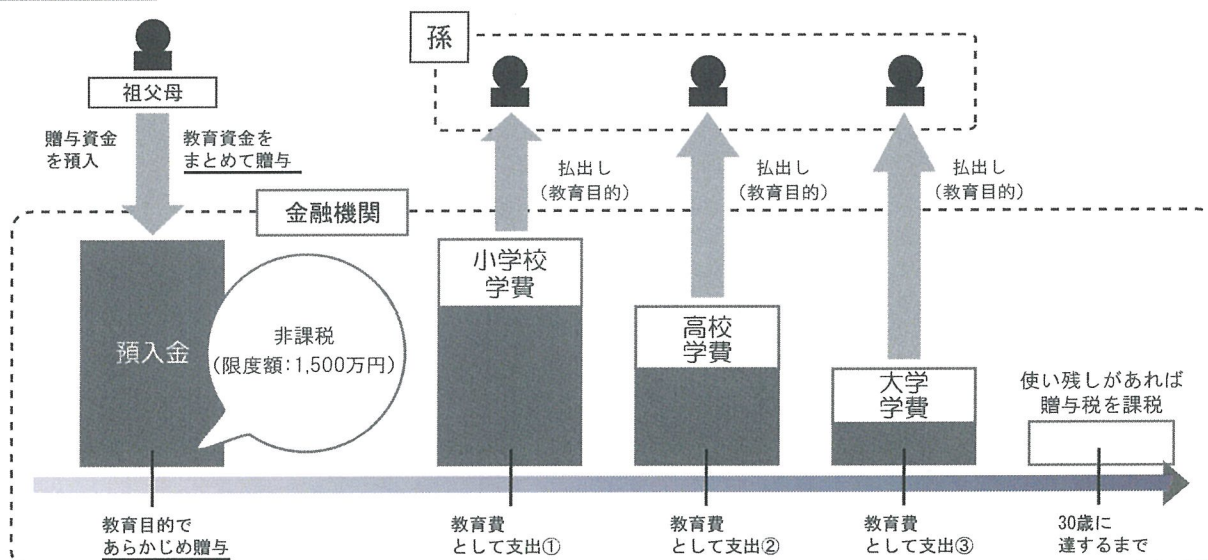
【教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】

子・孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置を創設し

制度の概要

- ◆ 祖父母(贈与者)が、金融機関に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とします。
- ◆ 教育費の具体的な範囲は、学校などへの入学金や授業料、学校以外の塾や習い事の月謝等とし、学校以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする予定です。詳細は、今後、文部科学大臣が決定します。
- ◆ 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。
- ◆ 子・孫が30歳に達する日に口座等は終了します。
- ◆ 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置とします。

制度の流れ



【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し】

居住用宅地の適用対象面積の見直し

居住用宅地の適用対象面積の上限を330㎡(現行240㎡)に拡大します。

居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大

現行、限定的に併用が認められている居住用宅地と事業用宅地について、完全併用(それぞれの限度面積(居住用:330㎡(改正案)、事業用:400㎡))に適用を拡大します(貸付用を除く。)

居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化

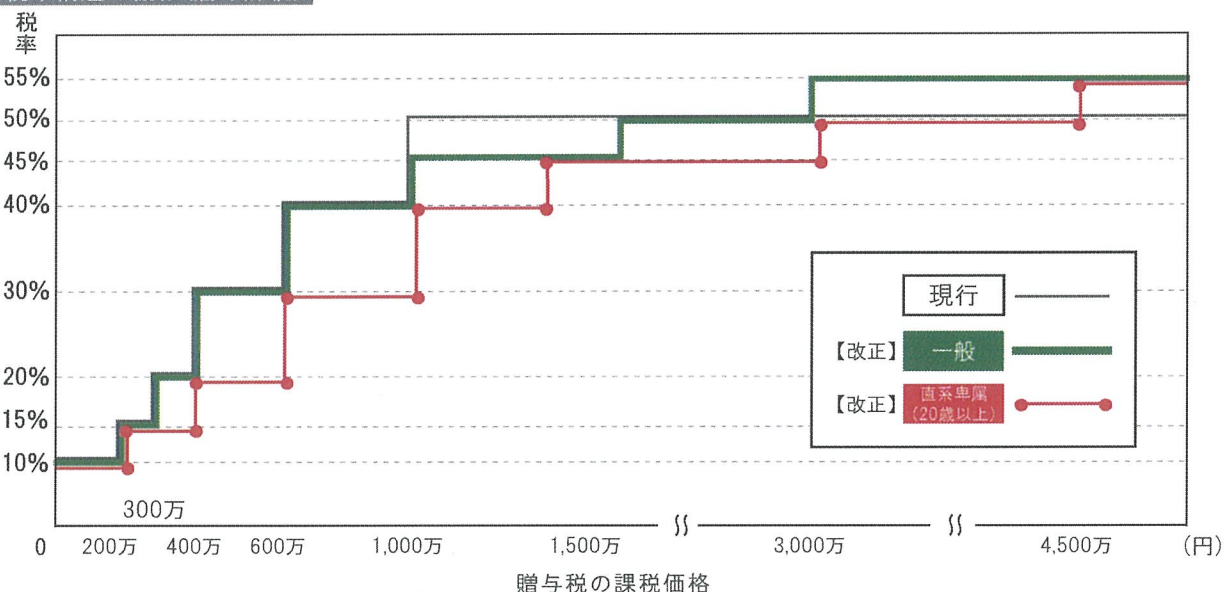
※平成27年1月1日(「居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化」については平成26年1月1日)以後の相続・遺贈について適用します。

- 二世帯住宅については、内部で行き来ができるか否かにかかわらず、同居しているものとして、特例の適用ができるようにします。
- 老人ホームに入所したことにより被相続人が居住しなくなった家屋の敷地については、以下の要件の下で、相続の開始の直前において被相続人が居住していたものとして、特例の適用ができるようにします。
 - ①被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
 - ②貸付けなどの用途に供されていないこと。

【贈与税の見直し】

高齢者の保有する資産を若年層に早期に移転させる観点から、贈与税の税率構造について、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する等の見直しを行うとともに、相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を引き下げ、受贈者に孫を加える拡充を行います。

税率構造の緩和(暦年課税)



相続時精算課税制度の対象者の見直し

受贈者	現行	20歳以上の <u>推定相続人</u>	改正	20歳以上の <u>推定相続人及び孫</u>
贈与者	現行	<u>65歳</u> 以上の者	改正	<u>60歳</u> 以上の者

参 考 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、贈与者から贈与を受けた財産について、2,500万円までは贈与時の贈与税は非課税(2,500万円を超える部分については20%の税率で贈与税が課税)とされ、その贈与者が亡くなった場合には、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合算して、相続税として精算(本制度により納付した贈与税額については相続税額から控除)する制度です。

※平成27年1月1日以後の贈与について適用します。

相続税で20%、30%などの高い税率で支払うよりは、贈与税10%で毎年々贈与をした方が良いかもしれません。



税理士：砂原洋一

頭の体操

【横の力ギ】

- 【縦のカギ】

- ヒント:

--	--	--	--	--	--

2013年パートナーズ合同お花見大会

A man in a dark suit and light-colored shirt stands in a restaurant, looking towards the right. In the background, other people are seated at tables, and a waiter in a white uniform is visible. The restaurant has a warm, dimly lit atmosphere with wooden paneling and recessed ceiling lights.

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞かない税務、相続、贈与などの関連情報はもちろん、知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費

無料

会報誌の発行

特典

①

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知って得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。■会報誌は不定期での発行となります

無料相談

特典

②

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、相続、贈与など専門的なこともご相談下さい。

■無料相談は一般的な内容となります ■個別具体的な内容や書面を製作するものに関しては費用をいただきます

税制改正・判決事例の提供

特典

③

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！